

令和4年第4回三豊市議会定例会 提出議案一覧

議案番号	件名	ページ 番号
議案第102号	専決処分の承認を求めることについて(令和4年度三豊市一般会計補正予算(第6号))	4
議案第103号	令和4年度三豊市一般会計補正予算(第7号)	6
議案第104号	令和4年度三豊市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	7
議案第105号	令和4年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第3号)	8
議案第106号	令和4年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)	9
議案第107号	令和4年度三豊市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)	10
議案第108号	令和4年度三豊市集落排水事業特別会計補正予算(第3号)	11
議案第109号	令和4年度三豊市港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)	12
議案第110号	令和4年度三豊市国道用地先行取得事業特別会計補正予算(第2号)	13
議案第111号	令和4年度三豊市病院事業会計補正予算(第2号)	14
議案第112号	三豊市個人情報保護法施行条例の制定について	15
議案第113号	三豊市個人情報保護審議会条例の制定について	19
議案第114号	三豊市公文書等の管理に関する条例及び三豊市粟島海洋記念公園条例の一部改正について	23
議案第115号	三豊市愛され猫育成基金条例の制定について	25
議案第116号	三豊市職員の給与に関する条例の一部改正について	28
議案第117号	三豊市特別職の職員で常勤のもの給与等に関する条例の一部改正について	42
議案第118号	三豊市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について	44
議案第119号	三豊市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について	46

議案番号	件名	ページ 番号
議案第120号	三豊市職員の定年等に関する条例の一部改正について	48
議案第121号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について	62
議案第122号	三豊市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について	73
議案第123号	三豊市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	76
議案第124号	三豊市手数料条例の一部改正について(証明書手数料等)	81
議案第125号	三豊市手数料条例の一部改正について(高齢者等ごみ出し支援手数料)	84
議案第126号	三豊市子ども医療費助成に関する条例の一部改正について	86
議案第127号	香川県中部広域競艇事業組合理約の一部変更について	88
議案第128号	香川県市町総合事務組合理約の一部変更について(三豊市)	89
議案第129号	香川県市町総合事務組合理約の一部変更について(辻財産区)	90
議案第130号	香川県市町総合事務組合理約の一部変更について(神田財産区)	91
議案第131号	香川県市町総合事務組合理約の一部変更について(河内財産区)	92
議案第132号	香川県市町総合事務組合理約の一部変更について(財田大野財産区)	93
議案第133号	香川県市町総合事務組合理約の一部変更について(大見財産区)	94
議案第134号	香川県市町総合事務組合理約の一部変更について(下高瀬財産区)	95
議案第135号	香川県市町総合事務組合理約の一部変更について(桑山財産区)	96
議案第136号	香川県市町総合事務組合理約の一部変更について(比地大財産区)	97
議案第137号	工事請負契約の変更契約の締結について	98

議案番号	件名	ページ 番号
議案第138号	財産の処分について	99
議案第139号	指定管理者の指定について(たからだの里「環の湯」)	100
議案第140号	指定管理者の指定について(たからだの里「物産館」)	101
議案第141号	指定管理者の指定について(たからだの里「湯の谷荘」)	102
議案第142号	指定管理者の指定について(たからだの里「ふるさと伝承館」)	103
議案第143号	指定管理者の指定について(たからだの里「パークゴルフ場」)	104
議案第144号	指定管理者の指定について(三豊市立高瀬南部保育所)	105
議案第145号	指定管理者の指定について(三豊市立松崎保育所)	106

議案第102号

専決処分の承認を求めることについて（令和4年度三豊市一般会計補正予算  
（第6号））

令和4年度三豊市一般会計補正予算（第6号）を定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和4年12月2日提出

三豊市長 山下 昭史

## 専決処分書

令和4年度三豊市一般会計補正予算（第6号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、別紙のとおり専決処分する。

令和4年10月25日

三豊市長 山下 昭史

議案第103号

令和4年度三豊市一般会計補正予算（第7号）

地方自治法第218条第1項の規定により、令和4年度三豊市一般会計補正予算（第7号）を別冊のとおり提出する。

令和4年12月2日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第104号

令和4年度三豊市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

地方自治法第218条第1項の規定により、令和4年度三豊市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

令和4年12月2日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 105 号

令和 4 年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、令和 4 年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり提出する。

令和 4 年 12 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史



議案第106号

令和4年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）

地方自治法第218条第1項の規定により、令和4年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

令和4年12月2日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第107号

令和4年度三豊市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

地方自治法第218条第1項の規定により、令和4年度三豊市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

令和4年12月2日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第108号

令和4年度三豊市集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

地方自治法第218条第1項の規定により、令和4年度三豊市集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

令和4年12月2日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第109号

令和4年度三豊市港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）

地方自治法第218条第1項の規定により、令和4年度三豊市港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和4年12月2日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 1 1 0 号

令和 4 年度三豊市国道用地先行取得事業特別会計補正予算（第 2 号）

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和 4 年度三豊市国道用地先行取得事業特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

令和 4 年 1 2 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 1 1 1 号

令和 4 年度三豊市病院事業会計補正予算（第 2 号）

令和 4 年度三豊市病院事業会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

令和 4 年 1 2 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 1 1 2 号

三豊市個人情報保護法施行条例の制定について

三豊市個人情報保護法施行条例を次のように定める。

令和 4 年 1 2 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

## 三豊市条例第 号

### 三豊市個人情報保護法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会並びに財産区をいう。

(個人情報ファイル簿の記載事項)

第3条 個人情報ファイル簿には、法第75条第1項に規定するもののほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(手数料等)

第4条 法第89条第2項に規定する開示請求に係る手数料は、無料とする。

2 写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び交付に要する費用を負担しなければならない。

(審議会への諮問)

第5条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、三豊市個人情報保護審議会条例（令和4年三豊市条例第号）第1条に規定する三豊市個人情報保護審議会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。



## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

(三豊市個人情報保護条例の廃止)

第2条 三豊市個人情報保護条例（平成18年三豊市条例第12号）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の三豊市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第10条、第11条第3項又は第12条第3項の規定による職務上知り得た旧条例第2条第1項に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

- (1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第4項に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
- (2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者
- (3) この条例の施行前において指定管理者が管理する公の施設の管理の業務に従事していた者

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧条例第14条第1項、同条第2項（旧条例第28条第2項及び第36条第3項において準用する場合を含む。）、第14条第3項、第28条第1項又は第36条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

3 施行日前に旧条例の規定により旧条例第47条第1項の規定により市に置かれた同項に規定する三豊市個人情報保護審議会（以下「旧審議会」という。）に諮問がされた場合における旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

4 この条例の施行前において旧審議会の委員であった者に係る旧条例第47条第

1 1 項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル（旧条例第2条第7項に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）を含む情報の集合物であって、旧条例第6条第1項に規定する個人情報取扱事務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいい、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第1項第2号に掲げる者

(3) 第1項第3号に掲げる者

6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

7 第4項の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

8 前3項の規定は、市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

第4条 附則第2条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

議案第 1 1 3 号

三豊市個人情報保護審議会条例の制定について

三豊市個人情報保護審議会条例を次のように定める。

令和 4 年 1 2 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

## 三豊市条例第 号

### 三豊市個人情報保護審議会条例

#### (設置)

第1条 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に基づく個人情報保護制度の適正かつ公正な運営を確保するため、三豊市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

#### (定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、三豊市個人情報保護法施行条例（令和4年三豊市条例第 号。以下「法施行条例」という。）第2条第2項に規定する実施機関をいう。

2 この条例において「保有個人情報」とは、法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止等に係る保有個人情報（法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。）をいう。

#### (所掌事務)

第3条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (2) 法施行条例第5条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

2 審議会は、前項の審議を行うほか、個人情報の保護に関する制度の運営及び改善について、実施機関に意見を述べることができる。

#### (組織)

第4条 審議会は、委員5人以内で組織する。

#### (委員)

第5条 委員は、学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

#### (専門委員)

第6条 審議会に、専門の事項を審議するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(部会)

第7条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

(秘密保持)

第8条 委員及び専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(調査権限)

第9条 審議会は、必要があると認めるときは、法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定により諮問した実施機関（以下「諮問庁」という。）に対し、保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審議会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審議会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審議会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審議会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。）又は諮問庁に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

5 前各項に定めるもののほか、審議会は、必要があると認めるときは、実施機関の職員その他関係者に対し、出席を求めて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(審議手続の非公開)

第10条 審議会の行う審議の手続は、審議会が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に、法施行条例附則第2条の規定による廃止前の三豊市個人情報保護条例（平成18年三豊市条例第12号）第47条第1項の規定により市に置かれた同項に規定する三豊市個人情報保護審議会の委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、第5条第1項の規定による委嘱を受けたものとみなす。

3 市長は、施行日前においても、第5条第1項の規定の例により、審議会の委員の委嘱をすることができる。この場合において、その委嘱を受けた委員は、施行日において同項の規定による委嘱を受けたものとみなす。

議案第 1 1 4 号

三豊市公文書等の管理に関する条例及び三豊市栗島海洋記念公園条例の一部  
改正について

三豊市公文書等の管理に関する条例及び三豊市栗島海洋記念公園条例の一部を改  
正する条例を次のように定める。

令和 4 年 1 2 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

## 三豊市条例第 号

三豊市公文書等の管理に関する条例及び三豊市栗島海洋記念公園条例の一部を改正する条例

(三豊市公文書等の管理に関する条例の一部改正)

第1条 三豊市公文書等の管理に関する条例(平成27年三豊市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項第1号カ中「三豊市個人情報保護条例(平成18年三豊市条例第12号)第16条第3号イ」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第78条第1項第3号ロ」に改める。

(三豊市栗島海洋記念公園条例の一部改正)

第2条 三豊市栗島海洋記念公園条例(平成18年三豊市条例第186号)の一部を次のように改正する。

第12条第4項中「三豊市個人情報保護条例(平成18年三豊市条例第12号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」に改める。

附 則

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)附則第1条第7号に掲げる規定(同法第51条の規定に限る。)の施行の日から施行する。



議案第 1 1 5 号

三豊市愛され猫育成基金条例の制定について

三豊市愛され猫育成基金条例を次のように定める。

令和 4 年 1 2 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

## 三豊市条例第 号

### 三豊市愛され猫育成基金条例

#### (設置)

第1条 三豊市愛され猫育成プロジェクトを円滑に実施し、市民の動物愛護精神の高揚を図るとともに、野良猫又は多頭飼育崩壊場所の猫を起因とする生活環境被害の軽減を図るため、三豊市愛され猫育成基金（以下「基金」という。）を設置する。

#### (定義)

第2条 この条例において、「三豊市愛され猫育成プロジェクト」とは、野良猫及び多頭飼育崩壊場所の猫に不妊去勢手術等を実施し、地域で見守られ、愛される猫に変えていくことをいう。

#### (積立て)

第3条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

#### (管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

#### (運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

#### (繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

#### (処分)

第7条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

#### (委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例は、令和4年9月1日からこの条例の施行の日の前日までに収受した寄附金で、その用途について寄附者の意向が確認されたものについても、適用する。

議案第 1 1 6 号

三豊市職員の給与に関する条例の一部改正について

三豊市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 1 2 月 2 日 提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 三豊市職員の給与に関する条例（平成18年三豊市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の95」の次に「、12月に支給する場合においては100分の105」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の45」の次に「、12月に支給する場合においては100分の50」を加える。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再任用職員以外の職員	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600

24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300		
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600		
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900		
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100		
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400		
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700		
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000		

73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600	381,600	393,300	
95		295,200	343,100	382,200	393,600	
96		295,600	343,500	382,800	393,800	
97		295,800	343,700	383,500	394,000	
98		296,100	344,100	384,100	394,300	
99		296,500	344,500	384,700	394,600	
100		296,900	344,800	385,300	394,800	
101		297,100	345,100	386,000	395,000	
102		297,400	345,500	386,600		
103		297,800	345,900	387,200		
104		298,100	346,300	387,800		
105		298,300	346,800	388,500		
106		298,600	347,200			
107		299,000	347,600			
108		299,300	348,000			
109		299,500	348,500			
110		299,900	348,900			
111		300,300	349,200			
112		300,600	349,500			
113		300,800	350,000			
114		301,000				
115		301,300				
116		301,700				
117		301,900				
118		302,100				
119		302,400				
120		302,700				
121		303,100				

	122		303,300						
	123		303,600						
	124		303,900						
	125		304,200						
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第4条関係）

医療職給料表

ア 医療職給料表（一）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円
	1	253,600	338,400	400,400	471,700
	2	256,100	341,400	403,300	474,000
	3	258,600	344,200	405,900	476,200
	4	261,100	347,100	408,600	478,500
	5	263,300	349,800	411,000	480,700
	6	267,100	352,800	413,300	482,900
	7	270,900	355,900	415,400	485,100
	8	274,700	358,700	417,300	487,300
	9	278,300	361,100	419,500	489,300
	10	282,300	363,700	422,200	491,400
	11	286,300	366,400	424,800	493,500
	12	290,300	369,200	427,500	495,600
	13	294,000	372,100	429,900	497,700
	14	298,000	375,600	432,400	499,800
	15	301,900	378,600	434,800	501,900
	16	305,700	382,200	437,300	504,000
	17	309,300	385,600	439,300	506,100
	18	312,800	388,300	441,700	508,100
	19	316,300	390,800	444,000	510,100
	20	319,800	393,400	446,400	512,100
	21	323,400	396,100	447,900	513,900
	22	327,100	398,300	450,300	515,700
	23	330,500	400,200	452,600	517,600
	24	333,800	401,800	454,900	519,500
	25	337,300	403,800	456,900	521,200
	26	339,800	406,100	459,200	523,000
	27	342,400	408,300	461,400	524,800
	28	344,700	410,600	463,700	526,600
	29	347,100	412,900	465,800	528,200
30	348,900	415,000	468,100	530,000	



31	350,700	417,000	470,400	531,800
32	352,700	419,100	472,600	533,600
33	354,900	421,000	474,600	535,200
34	357,200	422,800	476,700	537,000
35	359,300	424,600	478,800	538,700
36	361,600	426,600	480,900	540,500
37	363,700	428,500	483,000	542,100
38	366,100	430,500	484,800	543,700
39	368,300	432,400	486,600	545,100
40	370,300	434,400	488,400	546,700
41	372,500	436,200	490,100	548,200
42	373,500	438,000	491,900	549,600
43	374,300	439,700	493,700	551,000
44	375,000	441,500	495,500	552,300
45	376,200	443,300	497,100	553,500
46	377,600	445,100	498,800	554,500
47	379,100	446,900	500,600	555,500
48	380,600	448,600	502,400	556,500
49	381,700	450,400	504,000	557,500
50	382,700	452,100	505,300	558,400
51	383,700	453,900	506,600	559,300
52	384,500	455,700	507,900	560,200
53	385,400	457,600	508,900	561,000
54	386,300	458,800	510,200	561,900
55	387,000	460,000	511,500	562,800
56	387,900	461,200	512,800	563,700
57	388,600	462,400	513,800	564,600
58	389,500	463,400	514,600	565,500
59	390,300	464,400	515,400	566,400
60	391,100	465,400	516,200	567,100
61	391,600	466,200	517,100	568,000
62	392,100	466,900	517,900	568,900
63	392,500	467,600	518,800	569,800
64	393,000	468,300	519,600	570,700
65	393,300	469,000	520,500	571,600
66		469,700	521,400	
67		470,400	522,100	
68		471,000	523,000	
69		471,300	523,900	
70		472,000	524,700	
71		472,700	525,600	
72		473,400	526,500	
73		473,800	527,300	
74		474,400	528,200	
75		475,100	529,100	
76		475,800	529,800	

	77		476,200	530,600	
	78		476,800	531,500	
	79		477,400	532,400	
	80		477,900	533,300	
	81		478,500	534,100	
	82		479,000	535,000	
	83		479,500	535,900	
	84		480,000	536,800	
	85		480,400	537,600	
	86		481,000	538,500	
	87		481,400	539,400	
	88		481,900	540,300	
	89		482,400	541,100	
	90		483,000		
	91		483,600		
	92		484,000		
	93		484,500		
	94		485,100		
	95		485,700		
	96		486,300		
	97		486,800		
再任用職員		296,200	338,600	393,000	466,000

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表（二）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	155,100	191,500	226,800	252,400	282,100	327,000
	2	156,500	193,100	228,400	253,500	284,000	329,000
	3	157,900	194,700	230,000	254,700	286,100	331,200
	4	159,300	196,300	231,600	256,000	288,100	333,400
	5	160,500	197,800	233,000	257,200	290,200	335,200
	6	162,300	199,300	234,600	258,400	292,300	337,400
	7	164,000	200,900	236,100	259,500	294,200	339,400
	8	165,600	202,400	237,700	260,500	296,200	341,600
	9	167,200	204,000	238,600	261,800	298,000	343,400
	10	168,900	205,700	240,000	262,500	299,900	345,500
	11	170,500	207,300	241,400	263,400	301,500	347,600
	12	172,300	209,000	242,500	264,200	303,100	349,700
	13	173,700	210,400	244,000	265,300	305,100	351,200
14	175,500	212,000	245,300	266,400	307,000	353,200	

15	177,400	213,600	246,500	267,600	309,100	355,100
16	179,200	215,200	247,800	268,700	311,100	357,100
17	181,100	216,600	248,600	270,200	313,100	358,900
18	182,600	218,200	249,800	271,900	315,100	360,900
19	184,400	219,900	250,900	273,600	317,200	362,900
20	186,200	221,600	252,000	275,300	319,300	364,900
21	187,700	222,900	253,400	277,000	321,100	366,700
22	189,200	224,400	254,200	278,700	323,100	368,700
23	190,700	225,800	255,100	280,400	324,900	370,800
24	192,200	227,300	256,000	282,000	326,900	372,900
25	193,800	228,500	257,000	283,700	328,600	374,300
26	195,100	229,900	258,100	285,400	330,500	376,100
27	196,600	231,200	259,200	287,200	332,500	377,900
28	198,000	232,400	260,400	288,800	334,500	379,600
29	199,500	233,600	261,800	290,200	335,800	381,400
30	200,700	234,900	263,400	291,800	337,600	382,900
31	202,000	236,400	265,000	293,400	339,300	384,500
32	203,300	237,700	266,500	295,100	341,100	386,200
33	204,700	238,700	267,800	296,800	342,800	387,500
34	206,100	240,000	269,500	298,500	344,600	388,800
35	207,400	240,900	271,100	300,300	346,500	390,100
36	208,800	242,100	272,700	302,100	348,300	391,300
37	209,900	243,400	274,100	303,400	350,100	392,400
38	211,200	244,500	275,600	305,100	351,800	393,600
39	212,500	245,600	277,200	306,600	353,400	394,700
40	213,800	246,700	278,600	308,200	355,100	395,800
41	214,900	247,800	279,800	309,900	356,300	396,600
42	216,100	248,700	281,200	311,600	357,400	397,400
43	217,300	249,600	282,700	313,200	358,600	398,200
44	218,500	250,400	284,200	314,900	359,800	399,000
45	219,600	251,500	285,700	315,800	361,000	399,400
46	220,700	252,800	287,400	317,200	361,800	400,000
47	221,700	254,100	289,100	318,700	363,000	400,500
48	222,700	255,300	290,700	320,300	364,100	400,900
49	223,600	256,800	291,900	321,700	365,100	401,300
50	224,500	258,200	293,500	323,000	366,100	401,600
51	225,400	259,400	294,800	324,200	367,100	401,900
52	226,300	260,600	296,400	325,500	368,100	402,200
53	226,600	261,600	297,700	326,600	368,900	402,500
54	227,400	262,900	299,200	327,600	369,700	402,800
55	228,000	264,200	300,600	328,700	370,600	403,100
56	228,800	265,300	302,100	329,700	371,500	403,400
57	229,500	266,100	303,100	330,200	372,000	403,700
58	230,200	267,300	304,300	331,100	372,800	404,000
59	230,800	268,500	305,500	331,900	373,600	404,300
60	231,400	269,600	306,900	332,800	374,400	404,700

61	232,100	270,500	308,200	333,600	374,800	404,900
62	232,700	271,600	309,400	333,900	375,500	405,200
63	233,300	272,700	310,700	334,500	376,200	405,500
64	234,000	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800
65	234,600	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000
66	235,300	275,700	314,100	336,500	377,900	406,300
67	236,000	276,600	314,900	337,200	378,600	406,600
68	236,700	277,700	315,700	337,900	379,200	406,900
69	237,300	278,700	316,300	338,600	379,600	407,100
70	237,900	279,700	317,000	339,100	380,100	
71	238,500	280,800	317,700	339,700	380,600	
72	239,000	281,900	318,300	340,300	381,100	
73	239,600	282,500	319,000	340,600	381,700	
74	240,300	283,200	319,200	341,200	382,200	
75	241,000	283,700	319,800	341,700	382,800	
76	241,500	284,500	320,400	342,300	383,400	
77	241,900	285,300	321,000	342,800	383,900	
78	242,400	285,900	321,500	343,300	384,400	
79	242,900	286,500	322,000	343,800	384,900	
80	243,200	287,100	322,500	344,200	385,400	
81	243,500	287,800	323,100	344,500	385,700	
82	243,800	288,300	323,600	344,800	386,200	
83	244,100	288,700	324,000	345,200	386,600	
84	244,400	289,100	324,500	345,500	387,000	
85	244,700	289,300	325,000	346,000	387,400	
86		289,500	325,400	346,300		
87		289,700	325,600	346,600		
88		289,900	326,000	346,900		
89		290,300	326,400	347,300		
90		290,500	326,800	347,600		
91		290,700	327,200	348,000		
92		290,900	327,600	348,300		
93		291,300	327,900	348,700		
94		291,500	328,100	349,000		
95		291,700	328,500	349,300		
96		292,000	328,800	349,600		
97		292,400	329,000	349,900		
98		292,700	329,300	350,300		
99		292,900	329,600	350,700		
100		293,200	329,900	351,100		
101		293,500	330,100	351,600		
102		293,700	330,400	352,000		
103		293,900	330,800	352,400		
104		294,200	331,000	352,800		
105		294,500	331,200	353,300		
106			331,400	353,700		

	107			331,800	354,100		
	108			332,000	354,500		
	109			332,200	355,000		
	110			332,600	355,400		
	111			333,000	355,800		
	112			333,400	356,200		
	113			333,600	356,700		
再任用職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表（三）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	169,900	197,000	243,600	265,700	288,400	330,100
	2	171,300	198,900	245,400	266,600	290,000	332,200
	3	172,800	200,900	247,200	267,500	291,600	334,200
	4	174,200	202,800	249,000	268,400	293,400	336,400
	5	175,600	204,900	250,400	268,900	295,000	338,400
	6	177,100	206,900	251,700	269,900	296,800	340,500
	7	178,600	209,100	252,800	270,600	298,500	342,600
	8	180,100	211,200	254,100	271,500	300,200	344,700
	9	181,300	213,200	254,900	272,600	301,900	346,200
	10	183,000	214,600	255,800	273,200	303,500	348,200
	11	184,600	216,000	256,700	274,200	304,800	350,100
	12	186,100	217,200	257,500	275,200	306,100	352,100
	13	187,500	218,600	258,600	276,200	307,600	354,000
	14	189,500	220,000	259,600	277,200	309,200	356,100
	15	191,500	221,500	260,400	278,200	311,000	358,200
	16	193,500	222,700	261,300	279,300	312,800	360,200
	17	195,500	224,100	261,800	280,600	314,500	362,200
	18	197,500	225,600	262,700	281,800	316,100	364,200
	19	199,500	227,100	263,500	282,800	317,800	366,300
	20	201,500	228,600	264,300	284,000	319,500	368,400
	21	203,500	229,700	265,200	285,500	320,900	370,100
	22	205,400	231,400	265,900	287,100	322,400	372,200
	23	207,500	233,100	266,800	288,400	323,900	374,300
	24	209,600	234,700	267,600	289,700	325,400	376,300
	25	211,200	236,000	268,600	290,800	326,800	378,300
	26	212,500	237,700	269,400	292,400	328,200	379,900
	27	213,700	239,400	270,300	294,100	329,700	381,800
	28	215,000	241,100	271,300	295,600	331,300	383,700
29	216,200	242,700	272,500	296,600	332,400	385,500	

30	217,300	244,100	273,700	298,000	333,900	387,200
31	218,600	245,400	275,200	299,400	335,300	389,100
32	219,700	246,500	276,500	300,900	336,800	390,900
33	221,000	247,500	278,000	302,300	338,400	392,600
34	222,300	248,600	279,400	303,800	339,900	394,300
35	223,600	249,500	280,600	305,400	341,500	396,100
36	224,900	250,500	281,800	307,000	343,000	397,800
37	226,000	251,200	283,300	308,300	344,700	399,400
38	227,400	252,200	284,500	309,700	346,300	401,100
39	228,700	253,100	285,900	311,100	347,800	402,900
40	230,100	254,100	287,100	312,700	349,400	404,700
41	231,000	254,500	288,100	314,200	350,600	406,200
42	232,400	255,400	289,400	315,600	352,100	407,700
43	233,700	256,200	290,700	317,000	353,600	409,200
44	235,100	256,900	292,100	318,500	355,000	410,500
45	236,300	257,700	293,400	319,300	356,600	411,600
46	237,700	258,400	294,800	320,700	357,600	412,700
47	239,000	259,300	296,300	322,100	359,100	413,800
48	240,300	260,100	297,800	323,600	360,400	415,000
49	241,200	260,900	298,900	324,700	361,800	416,300
50	242,300	261,800	300,200	326,100	363,200	417,400
51	243,300	262,700	301,400	327,400	364,500	418,600
52	244,300	263,700	302,800	328,700	365,900	419,700
53	245,000	264,800	304,200	330,100	367,400	420,900
54	246,000	266,000	305,500	331,500	368,600	421,900
55	246,900	267,300	306,900	332,900	369,700	423,000
56	247,800	268,600	308,300	334,200	370,900	424,100
57	248,500	270,000	309,100	335,100	372,000	425,200
58	249,500	271,500	310,300	336,400	372,900	425,700
59	250,100	272,900	311,500	337,600	373,900	426,300
60	250,900	274,300	312,900	338,900	374,900	426,700
61	251,700	275,600	314,000	340,000	375,500	427,300
62	252,500	276,900	315,300	340,900	376,300	427,800
63	253,300	278,300	316,600	342,100	377,100	428,200
64	254,100	279,400	317,800	343,400	377,900	428,700
65	254,800	280,500	319,100	344,500	378,600	429,300
66	255,500	281,800	320,400	345,700	379,300	429,700
67	256,300	283,100	321,700	346,900	380,100	430,000
68	257,000	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300
69	257,800	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700
70	258,600	287,000	324,800	350,000	382,000	431,100
71	259,500	288,500	325,900	351,100	382,700	431,400
72	260,500	289,900	326,800	352,200	383,300	431,700
73	261,800	290,900	328,100	353,000	384,000	432,100
74	263,100	292,300	328,800	354,100	384,500	
75	264,200	293,500	329,900	355,200	385,100	
76	265,300	294,800	331,100	356,300	385,600	

77	266,200	296,200	332,200	357,000	386,000
78	267,200	297,500	333,400	357,800	386,600
79	268,400	298,700	334,500	358,600	387,100
80	269,400	300,000	335,700	359,300	387,400
81	270,300	300,500	336,800	359,900	387,700
82	271,200	301,700	337,900	360,400	388,200
83	272,200	302,800	338,900	361,000	388,600
84	273,100	304,000	340,000	361,500	388,900
85	273,900	305,100	340,900	362,100	389,200
86	274,700	306,300	341,900	362,600	389,700
87	275,600	307,500	342,800	363,200	390,200
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600
94	281,900	315,000	348,400	366,400	393,000
95	282,800	315,700	349,100	366,800	393,500
96	283,800	316,300	349,700	367,100	393,900
97	284,400	317,000	350,100	367,700	394,300
98	285,200	317,300	350,500	368,200	394,700
99	285,800	317,900	351,000	368,700	395,200
100	286,700	318,600	351,400	369,200	395,600
101	287,500	319,000	351,900	369,800	396,000
102	288,300	319,600	352,300	370,300	
103	289,100	320,200	352,800	370,800	
104	289,900	320,800	353,200	371,200	
105	290,600	321,200	353,500	371,800	
106	291,100	321,700	354,000	372,300	
107	291,600	322,200	354,400	372,800	
108	292,100	322,700	354,700	373,300	
109	292,300	323,100	355,200	373,900	
110	292,600	323,500	355,700	374,300	
111	292,800	323,800	356,200	374,800	
112	293,200	324,100	356,700	375,300	
113	293,500	324,500	357,200	375,900	
114	293,700	324,900	357,700		
115	294,100	325,300	358,200		
116	294,400	325,600	358,600		
117	294,700	325,800	359,000		
118	295,000	326,100	359,400		
119	295,300	326,500	359,900		
120	295,700	326,700	360,400		
121	296,000	326,900	360,800		

122	296,400	327,200	361,300
123	296,700	327,500	361,800
124	297,100	327,800	362,300
125	297,300	328,000	362,600
126	297,500	328,300	
127	297,800	328,700	
128	298,200	328,900	
129	298,400	329,100	
130	298,700	329,300	
131	299,100	329,700	
132	299,500	329,900	
133	299,700	330,200	
134	300,000	330,600	
135	300,400	331,000	
136	300,700	331,400	
137	300,900	331,700	
138	301,200	332,100	
139	301,600	332,500	
140	301,900	332,900	
141	302,100	333,200	
142	302,500	333,600	
143	302,900	333,900	
144	303,200	334,300	
145	303,400	334,600	
146	303,600	335,000	
147	303,900	335,400	
148	304,300	335,800	
149	304,500	336,100	
150	304,700	336,500	
151	305,000	336,900	
152	305,300	337,300	
153	305,700	337,600	
154	305,900		
155	306,100		
156	306,400		
157	306,700		
158	307,000		
159	307,300		
160	307,600		
161	308,000		
162	308,300		
163	308,600		
164	308,900		
165	309,300		
166	309,600		
167	309,900		
168	310,200		



	169	310,600					
再任用職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する看護師、准看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

第2条 三豊市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第29条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105」を「100分の100」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50」を「100分の47.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の三豊市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、改正前の三豊市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第 1 1 7 号

三豊市特別職の職員で常勤のもの給与等に関する条例の一部改正について

三豊市特別職の職員で常勤のもの給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 1 2 月 2 日 提出

三豊市長 山下 昭史

## 三豊市条例第 号

三豊市特別職の職員で常勤のものとの給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 三豊市特別職の職員で常勤のものとの給与等に関する条例（平成18年三豊市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 三豊市特別職の職員で常勤のものとの給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の三豊市特別職の職員で常勤のものとの給与等に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の三豊市特別職の職員で常勤のものとの給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 1 1 8 号

三豊市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について

三豊市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 1 2 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

## 三豊市条例第 号

三豊市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 三豊市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（平成18年三豊市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 三豊市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の三豊市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の三豊市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 1 1 9 号

三豊市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

三豊市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 1 2 月 2 日 提出

三豊市長 山下 昭史

## 三豊市条例第 号

三豊市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 三豊市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和元年三豊市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 三豊市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

議案第120号

三豊市職員の定年等に関する条例の一部改正について

三豊市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年12月2日提出

三豊市長 山下 昭史



## 三豊市条例第 号

### 三豊市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

三豊市職員の定年等に関する条例（平成18年三豊市条例第45号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

#### 目次

第1章 総則（第1条）

第2章 定年制度（第2条―第5条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条―第11条）

第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条・第13条）

第5章 雑則（第14条）

#### 附則

##### 第1章 総則

第1条中「昭和25年法律第261号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

##### 第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書を削る。

第4条第1項各号列記以外の部分中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に改め、「ときは」の次に「、同条の規定にかかわらず」を加え、「その職員」を「当該職員」に、「当該職務」を「当該定年退職日において従事している職務」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該

異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その職員」を「当該職員」に改め、「退職により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その業務」を「当該業務」に、「その職員」を「当該職員」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「ときは、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その期限」を「当該期限」に、「その職員」を「当該職員」に改め、「定年退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続き」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の3章を加える。

### 第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、三豊市職員の給与に関する条例（平成18年三豊市条例第61号）第24条第1項に規定する職（医療業務に従事する医師が占める職を除く。）とする。

（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲

げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況、職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
- (3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支

障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異

勤期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条各項の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

#### 第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合（市が加入する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。）の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

## 第5章 雑則

### (委任)

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附則に次の見出し及び3項を加える。

### (定年に関する経過措置)

- 3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

- 4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における三豊市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年三豊市条例第 号。次項において「令和4年改正条例」という。）による改正前の第3条ただし書に規定する職員であって、第3条の規定を適用する職員については、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和13年3月31日まで	65年
------------------------	-----

### (情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 5 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び令和4年改正条例による改正前の第3条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、

当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

#### 附 則

##### (施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第11条の規定は、公布の日から施行する。

##### (勤務延長に関する経過措置)

第2条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の三豊市職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の三豊市職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えないことができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）を超える職（基準日における新条例定年が新条例第3条に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日であ

る場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年)に達している職員(当該規則で定める職にあつては、規則で定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

- 3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年(旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者
- (2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの
- (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和3年改正法による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。)をされたことがあるもの

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定め



る情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの

(6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがあるもの

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合（市が加入する地方自治法第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。次項及び附則第6条において同じ。）における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度

の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。）に達しているもの（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除

く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達しているもの（新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢）

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第10条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤

務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

議案第 1 2 1 号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和 4 年 1 2 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

## 三豊市条例第 号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(三豊市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第1条 三豊市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成18年三豊市条例第42号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「(再任用職員を除く。)」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 三豊市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(三豊市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第2条 三豊市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成18年三豊市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(三豊市職員の分限の手續及び効果等に関する条例の一部改正)

第3条 三豊市職員の分限の手續及び効果等に関する条例(平成18年三豊市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び休職」を「、休職及び降給」に改める。

附則に次の見出し及び2項を加える。

(降給に関する経過措置)

3 三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号)附則第11項の規定に基づく措置及び規則その他の規程に基づく法附則第26項に規定する給与に関する特例措置による降給は、法第27条第2項に規定する職員の意に反する降給とする。

4 前項に規定する措置の適用を受ける職員には、規則で定めるところにより、当該措置の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

(三豊市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第4条 三豊市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成18年三豊市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第3条中「給料」を「その発令の日に受ける給料」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正）

第5条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成18年三豊市条例第288号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 三豊市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

（三豊市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第6条 三豊市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年三豊市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、「で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条、第4条第2項及び第14条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第17条第1項中「地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（三豊市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第7条 三豊市職員の育児休業等に関する条例（平成18年三豊市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「平成18年三豊市条例第45号」の次に「。以下「定年条例」という。」を加え、同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の



次に次の1号を加える。

(3) 定年条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第8条の2第2号中「三豊市職員の定年等に関する条例」を「定年条例」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 定年条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第9条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改め、「（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）」を削る。

（三豊市職員の給与に関する条例の一部改正）

第8条 三豊市職員の給与に関する条例（平成18年三豊市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書及び第3項ただし書中「その者」を「当該育児短時間勤務職員等」に改め、同条第4項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第5項ただし書中「その者」を「当該育児短時間勤務職員等」に改め、同条第6項を次のように改める。

6 55歳以上の職員のうち規則で定める職員に関する前項の規定による昇給は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

第5条第10項を削る。

第6条第1項を次のように改める。

法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、前条第1項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第6条第2項中「その者」を「当該短時間勤務職員」に改める。

第16条第1項第1号中「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、「相当する額（以下）」の次に「この号において」

を加え、同号ただし書中「以下」の次に「この号及び第3号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号中「短時間勤務職員及び」を「定年前再任用短時間勤務職員並びに育児休業法第18条第1項及び」に、「採用された職員」を「採用された短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）」に改め、同項第3号中「1箇月当たりの運賃相当額」を「1箇月当たりの運賃等相当額」に、「その者」を「当該職員」に改める。

第18条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第2項中「短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第5項中「場合は」を「場合には」に改める。

第25条第2項中「第13条」を「第5条第2項から第5項まで及び第7項から第9項まで並びに第13条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第26条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第29条第1項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の8項を加える。

1 1 当分の間、職員の給料月額を、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第13項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第2項、第3項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

1 2 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 三豊市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年三豊市条例第 号）による改正前の三豊市職員の定年等に関する条例（平成18年

三豊市条例第45号) 第3条ただし書に規定する職員に相当する職員

(3) 三豊市職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間(同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

(4) 三豊市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

1.3 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第15項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第11項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第11項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

1.4 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

1.5 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第11項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第13項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

1 6 附則第 1 3 項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第 1 1 項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前 3 項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

1 7 附則第 1 1 項から前項までに定めるもののほか、附則第 1 1 項の規定による給料月額、附則第 1 3 項の規定による給料その他附則第 1 1 項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

1 8 育児短時間勤務職員等に対する附則第 1 1 項の規定の適用については、同項中「) とする」とあるのは、「) に、算出率を乗じて得た額とする」とする。

別表第 1 再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
	187, 700	215, 200	255, 200	274, 600	289, 700	315, 100	356, 800	389, 900

別表第 2 ア 医療職給料表（一）の表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任 用短時間勤 務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円
	296, 200	338, 600	393, 000	466, 000

別表第 2 ア 医療職給料表（一）の表備考中「及び歯科医師」を削る。

別表第 2 イ 医療職給料表（二）の表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前 再任用	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------

短時間 勤務職 員		円 188,700	円 215,300	円 243,500	円 256,900	円 282,100	円 322,800
-----------------	--	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------

別表第2ウ 医療職給料表（三）の表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額 円 235,100	基準給料 月額 円 255,400	基準給料 月額 円 262,600	基準給料 月額 円 272,800	基準給料 月額 円 289,100	基準給料 月額 円 326,200
-------------------------------	--	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------

（三豊市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第9条 三豊市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成18年三豊市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。）」を削り、同条第2項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改める。

（三豊市職員等の旅費に関する条例の一部改正）

第10条 三豊市職員等の旅費に関する条例（平成18年三豊市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

（三豊市職員の再任用に関する条例の廃止）

第11条 三豊市職員の再任用に関する条例（平成18年三豊市条例第46号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（定義）

第2条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に

定めるところによる。

- (1) 令和3年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）をいう。
- (2) 暫定再任用職員 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。
- (3) 暫定再任用短時間勤務職員 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。
- (4) 定年前再任用短時間勤務職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。

（三豊市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）  
第3条 暫定再任用職員に対する第1条の規定による改正後の三豊市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項の規定の適用については、同項第1号中「任期を定めて任用される職員」とあるのは、「任期を定めて任用される職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員を除く。）」とする。

（三豊市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）  
第4条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第6条の規定による改正後の三豊市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定を適用する。

（三豊市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）  
第5条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される三豊市職員の給与に関する条例第4条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第5条第1項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1

項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、三豊市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

- 3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される三豊市職員の給与に関する条例第4条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第5条第1項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、三豊市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第8条の規定による改正後の三豊市職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）第16条第2項及び第18条第2項の規定を適用する。
- 5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第26条第3項の規定を適用する。
- 6 新給与条例第29条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 7 三豊市職員の給与に関する条例第5条第7項から第9項まで及び第13条から第15条まで並びに新給与条例第5条第2項から第5項までの規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- 8 新給与条例附則第11項から第18項までの規定は、令和3年改正法附則第3

条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

（三豊市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）

第6条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第9条の規定による改正後の三豊市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の規定を適用する。



議案第 1 2 2 号

三豊市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

三豊市職員の高齢者部分休業に関する条例を次のように定める。

令和 4 年 1 2 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

## 三豊市条例第 号

### 三豊市職員の高齢者部分休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）

第26条の3の規定に基づき、本市職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業)

第2条 高齢者部分休業の承認は、当該職員の前週の通常勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、規則で定める時間を単位として行うものとする。

2 法第26条の3第1項の高年齢として条例で定める年齢は、60歳とする。

(高齢者部分休業取得中の給与)

第3条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、三豊市職員の給与に関する条例（平成18年三豊市条例第61号）第21条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額並びにこれに対する地域手当及び管理職手当並びに初任給調整手当の月額の合計額に1.2を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に5.2を乗じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。

(承認の取消し又は休業時間の短縮)

第4条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた1週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。）を短縮することができる。

(休業時間の延長)

第5条 任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る部分休業時間の延長を承認することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(三豊市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

2 三豊市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和元年三豊市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項第1号中「第26条の2第1項」の次に「又は第26条の3第1項」を加える。

議案第 1 2 3 号

三豊市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

三豊市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 1 2 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

三豊市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年三豊市条例第63号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

医務手当	医療業務に従事する医師	給料月額の110/100以内
危険手当	医療業務に従事するもの（医師を除く。）	月額 4,000円以内
夜間看護手当	みとよ市民病院に勤務する看護業務に従事する職員で、夜間の勤務に従事したもの	1回 4,000円以内
待機手当	みとよ市民病院に勤務する職員（医師を除く。）で、救急患者の診療等の業務のため正規の勤務時間以外に自宅等において待機を命ぜられたもの	1回 1,000円

を

」

「

医務手当	医療業務に従事する医師	給料月額の110/100以内
危険手当	医療業務に従事するもの（医師を除く。）	月額 4,000円以内
夜間看護	みとよ市民病院に勤務	1回につき4,000円



<p>2 時間以上 4 時間未満の場合</p> <p>3 診療等従事時間が 4 時間以上 6 時間未満の場合</p> <p>4 診療等従事時間が 6 時間以上の場合</p>	<p>円</p> <p>1 回につき 15,000 円</p> <p>1 回につき 20,000 円</p>
<p>みとよ市民病院に勤務する医療職給料表（三）の適用を受ける職員（管理職手当の支給を受けている者に限る。）で、宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた時間において 1 時間以上の診療業務等に従事したもの</p> <p>1 診療等従事時間が 1 時間以上 2 時間未満の場合</p> <p>2 診療等従事時間が 2 時間以上 4 時間未満の場合</p> <p>3 診療等従事時間が 4 時間以上 6 時間未満の場合</p>	<p>看護部長 1 回につき 3,000 円</p> <p>看護師長 1 回につき 2,500 円</p> <p>看護部長 1 回につき 6,000 円</p> <p>看護師長 1 回につき 5,000 円</p> <p>看護部長 1 回につき 9,000 円</p> <p>看護師長 1 回につき 7,500 円</p>

	4 診療等従事時間が 6時間以上の場合	看護部長 1回につき1 2,000円 看護師長 1回につき1 0,000円
--	------------------------	--

」

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の別表医療業務従事手当の部管理職員特別診療等手当の項の規定は、令和2年4月1日から適用する。この場合において、令和2年4月1日から令和4年4月30日までの間は、「みとよ市民病院」を「永康病院」に読み替えるものとする。



議案第 1 2 4 号

三豊市手数料条例の一部改正について（証明書手数料等）

三豊市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 1 2 月 2 日 提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市手数料条例の一部を改正する条例

三豊市手数料条例（平成18年三豊市条例第71号）の一部を次のように改正する。

別表中

円 450	を	円 450。ただし、多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回路で接続された端末機で、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）により証明する場合は、350とする。	に、
住民票及び戸籍の附票の写しの交付手数料	1通につき	300	を
住民票及び戸籍の附票の写しの交付手数料	1通につき	300。ただし、多機能端末機により交付する場合は、200とする。	に、
住民票及び戸籍の附票の記載事項証明書の交付手数料	1通につき	300	を
住民票及び戸籍の附票の記載事項証明書の交付手数料	1通につき	300。ただし、多機能端末機により交付する場合は、200とする。	に、

印鑑証明手数料	1 通につき	3 0 0	を
---------	--------	-------	---

」

印鑑証明手数料	1 通につき	3 0 0。ただし、多機能端末機により証明する場合は、2 0 0とする。	に改める。
---------	--------	--------------------------------------	-------

」

附 則

この条例は、令和 5 年 2 月 1 日から施行する。

議案第 1 2 5 号

三豊市手数料条例の一部改正について（高齢者等ごみ出し支援手数料）

三豊市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 1 2 月 2 日 提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市手数料条例の一部を改正する条例

三豊市手数料条例（平成18年三豊市条例第71号）の一部を次のように改正する。

別表狂犬病予防の部の次に次のように加える。

一般廃棄物	高齢者等ごみ出し支援 手数料	1月につき	1,000
-------	-------------------	-------	-------

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第126号

三豊市子ども医療費助成に関する条例の一部改正について

三豊市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年12月2日提出

三豊市長 山下 昭史

## 三豊市条例第 号

### 三豊市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

三豊市子ども医療費助成に関する条例（平成18年三豊市条例第117号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「満15歳」を「満18歳」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の三豊市子ども医療費助成に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

（準備行為）

3 改正後の条例の規定により医療費の支給を受けることができることとなる者に係る必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

議案第127号

香川県中部広域競艇事業組合同規約の一部変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第2項の規定により、関係地方公共団体と協議の上、次のとおり香川県中部広域競艇事業組合同規約（昭和43年香川県告示第18号）の一部を変更することについて、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和4年12月2日提出

三豊市長 山下 昭史

香川県中部広域競艇事業組合同規約の一部を変更する規約

香川県中部広域競艇事業組合同規約（昭和43年香川県告示第18号）の一部を次のように変更する。

題名を次のように改める。

香川県中部ボートレース事業組合同規約

第1条中「香川県中部広域競艇事業組合」を「香川県中部ボートレース事業組合」に改める。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。



議案第128号

香川縣市町総合事務組合同規約の一部変更について（三豊市）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議の上、次のとおり香川縣市町総合事務組合同規約の一部を変更することについて、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和4年12月2日提出

三豊市長 山下 昭史

香川縣市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約

香川縣市町総合事務組合同規約（平成16年香川県知事許可16自振第18114号）の一部を次のように変更する。

別表第1、別表第2の1の項及び8の項並びに別表第3の12の項中「香川県中部広域競艇事業組合」を「香川県中部ボートレース事業組合」に改める。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

議案第129号

香川縣市町総合事務組合理約の一部変更について（辻財産区）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議の上、次のとおり香川縣市町総合事務組合理約の一部を変更することについて、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和4年12月2日提出

辻財産区管理者  
三豊市長 山下 昭史

香川縣市町総合事務組合理約の一部を変更する規約

香川縣市町総合事務組合理約（平成16年香川県知事許可16自振第18114号）の一部を次のように変更する。

別表第1、別表第2の1の項及び8の項並びに別表第3の12の項中「香川県中部広域競艇事業組合」を「香川県中部ボートレース事業組合」に改める。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

議案第130号

香川縣市町総合事務組合同規約の一部変更について（神田財産区）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議の上、次のとおり香川縣市町総合事務組合同規約の一部を変更することについて、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和4年12月2日提出

神田財産区管理者  
三豊市長 山下 昭史

香川縣市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約

香川縣市町総合事務組合同規約（平成16年香川県知事許可16自振第18114号）の一部を次のように変更する。

別表第1、別表第2の1の項及び8の項並びに別表第3の12の項中「香川県中部広域競艇事業組合」を「香川県中部ボートレース事業組合」に改める。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

議案第131号

香川縣市町総合事務組合同規約の一部変更について（河内財産区）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議の上、次のとおり香川縣市町総合事務組合同規約の一部を変更することについて、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和4年12月2日提出

河内財産区管理者  
三豊市長 山下 昭史

香川縣市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約

香川縣市町総合事務組合同規約（平成16年香川県知事許可16自振第18114号）の一部を次のように変更する。

別表第1、別表第2の1の項及び8の項並びに別表第3の12の項中「香川県中部広域競艇事業組合」を「香川県中部ボートレース事業組合」に改める。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

議案第132号

香川縣市町総合事務組合同規約の一部変更について（財田大野財産区）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議の上、次のとおり香川縣市町総合事務組合同規約の一部を変更することについて、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和4年12月2日提出

財田大野財産区管理者

三豊市長 山下 昭史

香川縣市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約

香川縣市町総合事務組合同規約（平成16年香川県知事許可16自振第18114号）の一部を次のように変更する。

別表第1、別表第2の1の項及び8の項並びに別表第3の12の項中「香川県中部広域競艇事業組合」を「香川県中部ボートレース事業組合」に改める。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

議案第133号

香川縣市町総合事務組合同規約の一部変更について（大見財産区）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議の上、次のとおり香川縣市町総合事務組合同規約の一部を変更することについて、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和4年12月2日提出

大見財産区管理者  
三豊市長 山下 昭史

香川縣市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約

香川縣市町総合事務組合同規約（平成16年香川県知事許可16自振第18114号）の一部を次のように変更する。

別表第1、別表第2の1の項及び8の項並びに別表第3の12の項中「香川県中部広域競艇事業組合」を「香川県中部ボートレース事業組合」に改める。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

議案第134号

香川縣市町総合事務組合同規約の一部変更について（下高瀬財産区）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議の上、次のとおり香川縣市町総合事務組合同規約の一部を変更することについて、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和4年12月2日提出

下高瀬財産区管理者  
三豊市長 山下 昭史

香川縣市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約

香川縣市町総合事務組合同規約（平成16年香川県知事許可16自振第18114号）の一部を次のように変更する。

別表第1、別表第2の1の項及び8の項並びに別表第3の12の項中「香川県中部広域競艇事業組合」を「香川県中部ボートレース事業組合」に改める。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

議案第135号

香川縣市町総合事務組合同規約の一部変更について（桑山財産区）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議の上、次のとおり香川縣市町総合事務組合同規約の一部を変更することについて、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和4年12月2日提出

桑山財産区管理者  
三豊市長 山下 昭史

香川縣市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約

香川縣市町総合事務組合同規約（平成16年香川県知事許可16自振第18114号）の一部を次のように変更する。

別表第1、別表第2の1の項及び8の項並びに別表第3の12の項中「香川県中部広域競艇事業組合」を「香川県中部ボートレース事業組合」に改める。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。



議案第136号

香川縣市町総合事務組合同規約の一部変更について（比地大財産区）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議の上、次のとおり香川縣市町総合事務組合同規約の一部を変更することについて、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和4年12月2日提出

比地大財産区管理者  
三豊市長 山下 昭史

香川縣市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約

香川縣市町総合事務組合同規約（平成16年香川県知事許可16自振第18114号）の一部を次のように変更する。

別表第1、別表第2の1の項及び8の項並びに別表第3の12の項中「香川県中部広域競艇事業組合」を「香川県中部ボートレース事業組合」に改める。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 1 3 7 号

工事請負契約の変更契約の締結について

次のとおり工事請負契約の変更契約を締結することについて、三豊市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

- |             |  |
|-------------|--|
| 1 契約の目的     | 令和 4 年度 三豊市宝山湖公園改修工事   |
| 2 工事の場所     | 三豊市山本町神田地内   |
| 3 変更請負金額    | 4 6 3 , 7 6 6 , 6 0 0 円  |
| 4 今回変更による増額 | 1 9 , 5 8 6 , 6 0 0 円  |
| 5 契約の相手方    | 香川県三豊市財田町財田上 3 7 5 1 番地<br>安藤建設・山本・片桐特定建設工事共同企業体<br>代表者 株式会社安藤建設 代表取締役 安藤 恵介 |

令和 4 年 1 2 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

## 議案第138号

### 財産の処分について

次のとおり財産を処分することについて、三豊市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

#### 1 処分する財産

##### 土地

三豊市詫間町松崎字水出2789番1 雑種地 8,618平方メートル

三豊市詫間町松崎字北浦1772番79 雑種地 453平方メートル

#### 2 契約の方法

一般競争入札

#### 3 処分価額

56,900,000円

#### 4 契約の相手方

大阪府大阪市西淀川区竹島五丁目7番12号

東洋炭素株式会社

代表取締役会長 兼 社長 兼 CEO 近藤 尚孝

令和4年12月2日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第139号

指定管理者の指定について（たからだの里「環の湯」）

地方自治法第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

1 管理を行わせる公の施設

- (1) 名 称 たからだの里「環の湯」
- (2) 位 置 香川県三豊市財田町財田上1110番地8

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 香川県三豊市財田町財田上1110番地8
- (2) 名 称 株式会社たからだの里
- (3) 代表者 代表取締役 大西 孝敏

3 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

令和4年12月2日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第140号

指定管理者の指定について（たからだの里「物産館」）

地方自治法第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

1 管理を行わせる公の施設

- (1) 名 称 たからだの里「物産館」
- (2) 位 置 香川県三豊市財田町財田上180番地6

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 香川県三豊市財田町財田上1110番地8
- (2) 名 称 株式会社たからだの里
- (3) 代表者 代表取締役 大西 孝敏

3 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

令和4年12月2日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第141号

指定管理者の指定について（たからだの里「湯の谷荘」）

地方自治法第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

1 管理を行わせる公の施設

- (1) 名 称 たからだの里「湯の谷荘」
- (2) 位 置 香川県三豊市財田町財田上1110番地5

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 香川県三豊市財田町財田上1110番地8
- (2) 名 称 株式会社たからだの里
- (3) 代表者 代表取締役 大西 孝敏

3 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

令和4年12月2日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第142号

指定管理者の指定について（たからだの里「ふるさと伝承館」）

地方自治法第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

1 管理を行わせる公の施設

- (1) 名 称 たからだの里「ふるさと伝承館」
- (2) 位 置 香川県三豊市財田町財田上1110番地14

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 香川県三豊市財田町財田上1110番地8
- (2) 名 称 株式会社たからだの里
- (3) 代表者 代表取締役 大西 孝敏

3 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

令和4年12月2日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第143号

指定管理者の指定について（たからだの里「パークゴルフ場」）

地方自治法第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

1 管理を行わせる公の施設

- (1) 名 称 たからだの里「パークゴルフ場」
- (2) 位 置 香川県三豊市財田町財田上1105番地1

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 香川県三豊市財田町財田上1110番地8
- (2) 名 称 株式会社たからだの里
- (3) 代表者 代表取締役 大西 孝敏

3 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

令和4年12月2日提出

三豊市長 山下 昭史



議案第144号

指定管理者の指定について（三豊市立高瀬南部保育所）

地方自治法第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

1 管理を行わせる公の施設

- (1) 名 称 三豊市立高瀬南部保育所
- (2) 位 置 香川県三豊市高瀬町下麻653番地2

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 東京都千代田区神田神保町二丁目20番地
- (2) 名 称 株式会社小学館アカデミー
- (3) 代表者 代表取締役 宮下 令文

3 指定の期間

令和5年4月1日から令和9年3月31日まで

令和4年12月2日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第145号

指定管理者の指定について（三豊市立松崎保育所）

地方自治法第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

1 管理を行わせる公の施設

- (1) 名 称 三豊市立松崎保育所
- (2) 位 置 香川県三豊市詫間町松崎2780番地445

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 東京都千代田区神田神保町二丁目20番地
- (2) 名 称 株式会社小学館アカデミー
- (3) 代表者 代表取締役 宮下 令文

3 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

令和4年12月2日提出

三豊市長 山下 昭史